

公立小中学校等会計年度任用職員

新型コロナウイルス感染症対策に係る教員業務支援員募集要項

栃木県教育委員会事務局河内教育事務所では、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務補助に必要な公立小中学校等会計年度任用職員（新型コロナウイルス感染症対策に係る教員業務支援員（以下「教員業務支援員」という。））の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	主な仕事の内容
*河内教育事務所にお問い合わせください。	河内教育事務所管内の小・中学校	新型コロナウイルス感染症対策に係る業務等（消毒作業等）

2 募集する職種

教員業務支援員

※教員免許状は必要ありません。

3 勤務条件

- (1) 任用期間 原則として令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間
※1 採用後、1か月間は条件附採用期間（試用期間）となります。なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
- (2) 勤務時間 週15時間以内（1日3時間程度）任用期間の全期間で630時間以内
※1 勤務時間が6時間を超える場合には、途中で45分の休憩時間があります。
※2 原則1日3時間以内（週5日以内）の勤務とします。
※3 時間外勤務はありません。
- (3) 給与
ア 時間額 1,077円
イ 通勤手当 当方規程により通勤手当を支給します。
- (4) 社会保険 災害補償については、「労働者災害補償保険法」によります。
社会保険及び雇用保険の適用はありません。
- (5) 服務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることとなります。

4 募集対象

次の(1)から(2)の全てを満たす人

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当しない人
(次のいずれにも該当しない人)
- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ウ 教育職員免許法第10条及び第11条の規定により免許状がその効力を失う又は取上げの処分を受けてから3年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること

- を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
(2) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

5 募集締め切り日

令和4年3月18日(金)

※応募者が予定数を確保できていない場合、募集を延期します。

6 選考方法

- ・書類選考のほか、就労への意欲や適性などについて個別に河内教育事務所にて面接を行います。
- ・ただし、令和3年度までに河内教育事務所管内において、臨時的任用(常勤講師)や県費会計年度任用職員として勤務した経験のある方については、原則として書類選考のみとします。詳しくは、下記の問合せ先にお問い合わせください。

7 申込方法

令和4年度当初からの任用を希望する人は、必要な書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。**【令和4年3月18日(金)必着】**

- (1) 臨時的任用教職員等応募申請書(写真付)

※ 自筆で必要事項を記入してください。

- (2) 健康診断書

※ 会計年度任用教育職員(教員業務支援員)の採用にあたっては、年度末の短期間に必要書類を整備する必要があり、希望者の皆さんにはご迷惑をおかけすることとなりますが、前もって上記の書類の提出をお願いします。この書類を提出されても、必ずしも採用されるとは限らないことを御理解の上、必要事項を記入し、期限を守って提出願います。

※ 持参の場合には、平日の8:30~17:15の間にお越しください。

※ 郵送の場合には、表に「教員業務支援員選考申込」と書いた封筒に入れてください。

※ 提出された書類は返却しませんので御了承ください。

【応募書類の送付・提出先】

○ 河内教育事務所学校支援課 ☎028-626-3122
〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2

8 結果の発表

- ・選考結果については、電話等で御連絡します。
- ・面接を受けた方については、連絡先を面接時に確認します。